

学校職員服務取扱規程（平成12年教育委員会訓令甲第2号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、区立学校（豊島区立学校設置条例（昭和39年豊島区条例第13号）別表に規定する学校及び豊島区立幼稚園条例（昭和44年豊島区条例第37号）別表に規定する幼稚園をいう。以下単に「学校」という。）に勤務する常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員及び会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師（以下「職員」と総称する。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（出勤確認及び出勤簿）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、あらかじめ届け出た印をもって、自ら別記第4号様式による出勤簿に押印しなければならない。</p> <p>（年次有給休暇等の請求等）</p> <p>第8条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、区立学校（豊島区立学校設置条例（昭和39年豊島区条例第13号）別表に規定する学校及び豊島区立幼稚園条例（昭和44年豊島区条例第37号）別表に規定する幼稚園をいう。以下単に「学校」という。）に勤務する常勤の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、同法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員及び会計年度任用講師の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第11号）に規定する会計年度任用講師（以下「職員」と総称する。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（出勤確認及び出勤簿）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 出勤簿適用職員は、定刻までに出勤したときは、あらかじめ届け出た印をもって、自ら別記第4号様式による出勤簿に押印<u>又は自ら「○」を表示</u>しなければならない。</p> <p>（年次有給休暇等の請求等）</p> <p>第8条 （略）</p>

2 県費負担教職員の休暇の申請及び前項第2号に掲げる申請は、休暇・職免等処理簿（別記第6号様式（甲・乙））により行わなければならない。

別記第1号様式から別記第3号様式まで （略）

別記第4号様式（第7条関係） （略）

別記第5号様式（第8条、第15条、第16条関係） （略）

別記第6号様式(甲)（第8条、第15条、第16条関係） （略）

別記第6号様式(乙)（第8条、第15条、第16条関係） （略）

別記第8号様式から別記第9号様式まで （略）

2 県費負担教職員の休暇の申請及び前項第2号に掲げる申請は、庶務事務システム又は休暇・職免等処理簿（別記第6号様式（甲・乙））により行わなければならない。

別記第1号様式から別記第3号様式まで （略）

別記第4号様式（第7条関係） （略）

別記第5号様式（第8条、第15条、第16条関係） （略）

別記第6号様式(甲)（第8条、第15条、第16条関係） （略）

別記第6号様式(乙)（第8条、第15条、第16条関係） （略）

別記第8号様式から別記第9号様式まで （略）

附 則

この訓令は、令和5年1月1日から適用する。ただし、第1条の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。